



島根県報

平成23年6月30日（木）

号外 第 134 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱

（総務事務センター） 2

告 示

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱を次のように定める。

平成23年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第454号

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）に基づき、島根県（以下「県」という。）が発注する物品調達並びに庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び庁舎の電気供給業務に係る入札及び契約から暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除するために必要な措置について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札等 県が行う次に掲げるものに係る入札及び契約をいう。

ア 物品の買入れ又は借入れ

イ 物品の製造の請負

ウ 不用品の売払い

エ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託

オ 庁舎の電気供給業務

(2) 入札参加資格 県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負並びに庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び庁舎の電気供給業務に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格をいう。

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(5) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、会社法（平成17年法律第16号）第329条第1項に規定する役員（非常勤を含む。）又は契約等の権限を委任された支店並びに営業所を代表する者

イ 法人以外の団体にあつては、アと同様の責任を有する代表者、理事、役員等又は契約等の権限を委任された支店並びに営業所を代表する者

ウ 個人にあつては、当該個人又は契約等の権限を委任された支店並びに営業所を代表する者

(6) 入札参加資格者 入札参加資格を有する者をいう。

(7) 入札等排除措置 入札等の相手方としない措置をいう。

(8) 各課長等 入札等を行う本庁各課又は地方機関（島根県行政組織規則第12条第1項及び第2項に規定する課等、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに同規則第17条に規定する地方機関）の長をいう。

(9) 不当介入 暴力団又は暴力団員等から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。

(照会、回答及び排除要請)

第3条 島根県総務部長（以下「総務部長」という。）は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当するか否かについて、島根県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）に対し、別記様式第1号により照会するものとする。

る。

- 2 刑事部長は、前項の照会を受けたときは、総務部長に対し、別記様式第2号により回答するものとする。
- 3 前項の場合によるほか、刑事部長において、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認める事実を確認したときは、総務部長に対し、別記様式第3号により排除要請を行うものとする。

(排除措置対象者の指定)

第4条 知事は、前条第2項の規定による回答の内容が、入札参加資格者について別表各号に掲げる措置要件に該当するとして、排除を要請するものであったとき、又は同条第3項の規定による排除要請を受けたときは、当該入札参加資格者を入札等排除措置対象者に指定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により入札等排除措置対象者に指定したときは、別記様式第4号により当該入札参加資格者に通知するとともに、その者の商号又は名称、住所、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 3 総務部長は、前項の通知及び公表をした旨を、別記様式第5号により刑事部長に通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 各課長等は、入札参加資格者が入札等排除措置対象者に指定されている場合は、当該入札参加資格者の入札参加を認めないものとする。

- 2 各課長等は、落札者が契約の締結までの間に入札等排除措置対象者に指定されたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 各課長等は、入札参加資格者が入札等排除措置対象者に指定されている場合は、当該入札参加資格者を指名しないものとする。

- 2 各課長等は、落札者が、契約の締結までの間に入札等排除措置対象者に指定されたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 各課長等は、入札参加資格者が入札等排除措置対象者に指定されている場合は、当該入札参加資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約解除)

第8条 各課長等は、契約の相手方が入札等排除措置対象者に指定された場合は、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があり、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 各課長等は、前項の場合において契約を解除したときは、別記様式第6号により総務部長を経由して、その旨を刑事部長に通知するものとする。

(排除要請の取消し等)

第9条 刑事部長は、第4条第1項の規定による入札等排除措置対象者に指定した者について、当該入札等排除措置対象者に指定される理由となった事実について改善したと認められるときは、総務部長に対し、別記様式第7号により排除要請の取消しを通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による排除要請の取消しの通知を受け、入札等排除措置対象者の指定を取り消したときは、遅滞なく、別記様式第8号により当該入札等排除措置対象者に指定した入札参加資格者に通知するとともに、その者の商号又は名称、住所及び当該入札等排除措置対象者の指定を取り消した理由を公表するものとする。

- 3 総務部長は、前項の通知をした旨を、別記様式第9号により刑事部長に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第10条 各課長等は、入札等の履行に当たって入札参加資格者が不当介入を受けたときは各課長等に報告するとともに警察に通報するよう指導するものとする。

- 2 各課長等は、不当介入を受けた入札参加資格者が、前項の報告及び通報を行った場合において、当該契約につき、不

当介入を受けたことにより履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関の協力及び連携)

第11条 総務部長は、入札等からの暴力団排除に関する処分等を行った場合において、当該処分等により紛争が生じたときは、情報・資料の提供、安全の確保等の善後策について刑事部長に対して協議し、協力を要請することができるものとする。

2 総務部長及び刑事部長は、この要綱に基づく暴力団排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力し、連携を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度総務部長及び刑事部長が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

措 置 要 件	
1	入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団の構成員（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
2	入札参加資格者の役員等が、業務に関して自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
3	入札参加資格者の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供給し、又は利益を不当に与えるなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4	入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5	下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本表第1号から第4号までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
 年 月 日

島根県警察本部刑事部長 様

島根県総務部長

入札参加資格者の調査について（照会）

このことについて、別添役員等名簿に記載された役員等が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の別表各号に該当するか否かについて調査の上、回答願います。

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号

年 月 日

島根県総務部長 様

島根県警察本部刑事部長

入札参加資格者の調査について

年 月 日付け 第 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

なお、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の別表各号に該当する旨回答した場合は、同表各号の事実が改善されるまで入札等から排除されるよう要請します。

記

1 照会内容

- ・該当なし

- ・該当あり（下記記載の者）

1 商号又は名称	
2 住 所	
3 代表者の氏名	
4 その他役員等の 氏名	

2 参考事項

別記様式第3号（第3条関係）

第 号

年 月 日

島根県総務部長 様

島根県警察本部刑事部長

暴力団排除措置の該当性の確認について

下記の者について、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の別表各号のいずれかに該当する事実を確認したので、同要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1 商号又は名称

2 住 所

3 代表者の氏名

4 上記の者は、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の別表第 号に該当するので、入札等からの排除を要請する。

5 該当することとなった根拠

別記様式第4号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

島根県知事

入札等排除措置対象者指定通知書

このたび貴社（あなた）について、警察当局より県が行う物品調達及び庁舎管理等に係る入札及び契約からの排除要請がありましたので、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第4条第1項の規定により入札等排除措置の対象者に指定しましたので通知します。

なお、入札等排除措置の内容等については下記のとおりです。

記

1 入札等排除措置の対象となる期間

当該措置対象者に指定されるに至った事実が改善されたと認められる日まで当該指定を継続します。

2 入札等排除措置対象者となった理由

3 入札等排除措置の内容

(1) 競争入札及び随意契約への参加

県が行う入札及び契約に係る競争入札及び随意契約に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社（あなた）との契約は締結しません。

4 その他

上記2の理由となった事実が改善されたと警察当局が認めた場合は、当該措置対象者の指定の取消しを通知します。

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部刑事部長 様

島根県総務部長

入札等排除措置対象者の指定について

標記のことについて、別添のとおり、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第 4 条第 1 項の規定により入札等排除措置対象者に指定しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

※別記様式第 4 号入札等排除措置対象者指定通知書の写しを添付

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部刑事部長 様

(各課長等)

契約の解除について

標記のことについて、下記のとおり、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第 8 条第 1 項の規定により契約の解除を行いましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 商号又は名称

2 住 所

3 代表者の氏名

4 契約の件名

5 契約の期間

6 契約解除の理由

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

島根県総務部長 様

島根県警察本部刑事部長

入札等からの排除要請の取消しについて

年 月 日付け 第 号で入札等からの排除の要請を通知した下記の者について、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第9条第1項の規定により、当該排除要請の取消しを通知します。

記

1 商号又は名称	
2 住 所	
3 代表者の氏名	
調査・確認の結果	当該排除要請の理由となった事実について改善したと認められる。

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)

第 号
 年 月 日

様

島根県知事

入札等排除措置対象者指定取消通知書

年 月 日付で通知した入札等排除措置対象者の指定については、当該指定の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって当該指定を取り消します。

別記様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部刑事部長 様

島根県総務部長

入札等排除措置対象者指定の取消しについて

標記のことについて、別添のとおり、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第9条第2項の規定により入札等排除措置対象者の指定を取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

※別記様式第8号入札等排除措置対象者指定取消通知書の写しを添付